

株 主 各 位

東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
株式会社シーズ・ホールディングス
代表取締役社長 石 原 智 美

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年10月25日（木曜日）午後7時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年10月26日（金曜日）午前10時30分
（受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都渋谷区東一丁目2番20号
住友不動産渋谷ファーストタワー
ベルサール渋谷ファースト 地下1階ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第20期（平成29年8月1日から平成30年7月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第20期（平成29年8月1日から平成30年7月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

議 案 剰余金処分の件

- ・ 開催時刻及び会場が前回と異なっておりますのでお間違えないようご注意ください。
- ・ 株主総会におけるお土産は取りやめさせていただいております。

4. その他株主総会招集に関する事項

代理人による議決権行使

代理人による議決権行使の場合には、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面を会場受付へご提出ください。なお、代理人は、当社の議決権を有する他の株主1名様に限らせていただきます。

＜インターネット等による議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、平成30年10月25日（木曜日）の午後7時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 重複又は複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い
 - (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通話料等）は、株主様のご負担となります。
5. 議決権行使プラットフォームについて
管理信託会社の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきまして、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社 I C J が運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主様ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけません。
- ◎本招集ご通知に提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://ci-z-holdings.com/ir/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
- なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://ci-z-holdings.com/ir/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成29年8月1日から
平成30年7月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されております。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

このような環境の中、当社はエステ・サロン事業の強化及び当社グループにおける若年層顧客獲得のために、平成29年11月30日に株式会社セドナエンタープライズの株式を取得し、子会社化いたしました。

当連結会計年度の経営成績については、当第2四半期連結会計期間から新たに株式会社セドナエンタープライズが連結対象となり、前連結会計年度と比較して連結売上高と各段階利益が増加したことに加え、スペシャルケア商品の販売が好調な対面型店舗販売の売上高増加、ラボラボブランドの売上高が引き続き国内外で拡大しております。

以上により、売上高は50,938百万円(前期比18.7%増)、営業利益は8,747百万円(前期比2.1%増)、経常利益は8,835百万円(前期比0.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は5,709百万円(前期比4.6%減)となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

<ドクターシーラボ事業>

ドクターシーラボ事業をブランド別に見ますと、ドクターシーラボブランドは、広告販促費を前期比で増加させたこともあり、売上高が増加いたしました。当連結会計年度においては「アクアコラーゲンゲルエンリッチリフトEX」、「VC100エッセンスローション」といった大型商品のリニューアル発売を行い、TVCMを放映するなど、積極的な広告販促活動を行いました。また、「スーパーホワイト377」、スーパー100シリーズの「EGF」などのスペシャルケア商品についても好調に推移いたしました。

ラボラボブランドは、インバウンド需要の恩恵を最も受けた「スーパー毛穴ローション」が、化粧品全体の売上高増加に大きく貢献いたしました。さらに、「スーパー毛穴ローション」に続くヒット商品にすべく、平成30年4月より新商品「毛穴引き締めマスク」の拡販を進めてまいりました。

ジェノマブランドは、高価格帯のブランドとして定期的に既存商品のリニューアル及び新商品の発売を行っており、アンチエイジングブランドとしての認知度の強化・定着化を図っております。

健康食品については、「美禅食ゼリー」を中心に、インフォマーシャルなどの広告宣伝費を積極的に投下いたしました。平成29年11月にはナノカプセル技術を使用したビタミンCサプリメント「メガリボVC100」を発売いたしました。平成30年1月に発売した医薬品のビタミンタブレット「VCピュア2000」とともに、「ビタミンCと言えばドクターシーラボ」とお客様にイメージして頂けるように訴求を強化してまいります。

以上により、ドクターシーラボ事業の売上高は、42,999百万円（前期比6.8%増）、営業利益は8,368百万円（前期比2.6%増）となりました。

次にドクターシーラボ事業を販路別に見ますと、通信販売においては新たな販路である外部通販サイトでの売上が順調に推移いたしました。また、新たな顧客層の獲得及びライトユーザーの購入定着化を図るべく、各種キャンペーンの強化や、会報誌の種類を新規に増やすなどの施策を行ってまいりました。しかしながら、前連結会計年度に離脱したお客様の影響が当連結会計年度においても継続し当社が目標としている購入顧客数の回復には至りませんでした。以上により、通信販売の売上高は23,151百万円となり、前期と比較して1.2%の増加にとどまりました。

卸売販売においては、中華圏のお客様に人気がある「スーパー毛穴ローション」のインバウンド効果が、期初予想を大幅に上回る売上高となりました。また、ドラッグストアでの商品取扱店舗が増加したことで、卸売販売の売上高増加に寄与いたしました。以上により、卸売販売の売上高は11,671百万円となり、前期と比較して19.0%増加いたしました。

対面型店舗販売では、当連結会計年度において7店舗の閉店をした一方で、4店舗の新規開店を行いました。新規顧客の獲得及び既存顧客維持のために、継続的なお手入れ会を実施してきたことに加え、来店客数及び来店回数の増加を目的として、来店客へのプレゼント贈呈や、商品の試用・カウンセリングをご提供する機会を多く設けるなどの施策を積極的に行ってまいりました。さらに海外でまだ販売されていない商品の売上が急増するなど、外国人観光客のインバウンド需要拡大により、売上高は好調に推移しました。以上により、対面型店舗販売の売上高は、4,500百万円となり、前期と比較して11.6%増加いたしました。

海外においては、米国のジョンソン・エンド・ジョンソンのグループ企業主導のもと、主にアジア圏の国を対象とした広告販促活動を積極的に実施し、特に中国・韓国は海外売上全体で占める割合が高く、伸長率も高い国となっております。海外市場での認知度も飛躍的に向上しており、国内におけるインバウンド需要にも好影響を与えるなど、顕著な相乗効果が見え始めております。前第3四半期連結会計期間以降は、ジョンソン・エンド・ジョンソンのグループ企業の販売額に対する一定のロイヤリティ収入が収益の柱となっております。なお、会計上の観点からでは、売上高は従前よりも減少する一方で、現地における販売促進費を始めとする費用負担が発生しなくなるため収益性が向上することとなります。以上により、海外の売上高は3,675百万円となり、前期と比較して3.9%増加いたしました。

<エステ・サロン事業>

エステ・サロン事業においては、企業別に見ますと、まず株式会社シーズ・ラボは当連結会計年度において3店舗の新規出店を行いました。売上高については、低単価であるフェイシャル、ニキビケアなどは好調に推移いたしました。高単価のボディ、ダイエットが低調な販売状況だったため、大幅増加には結びつきませんでした。

次に株式会社セドナエンタープライズが運営する脱毛ラボについては、新規メニューを導入するなど、同業他社の差別化を図る施策を実施いたしました。物品販売は健闘したものの、広告宣伝費が想定よりも多くなかったことにより、営業利益については当初予算より低い水準で着地することとなりました。

以上により、エステ・サロン事業の売上高は、7,939百万円（前期比198.3%増）、営業利益は319百万円（前期比25.5%減）となりました。

区	分	売	上	高
ド	ク	タ	ー	シ
ラ	ボ	事	業	
				42,999百万円
エ	ス	テ	・	サ
ロ	ン	事	業	
				7,939百万円

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は995百万円で、その主なものは次のとおりであります。

ECサイト追加開発 231百万円

基幹システム追加開発 274百万円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、株式会社セドナエンタープライズの株式取得資金として、金融機関より長期借入金として40億円の調達を実施いたしました。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (平成27年7月期)	第 18 期 (平成28年7月期)	第 19 期 (平成29年7月期)	第 20 期 (当連結会計年度) (平成30年7月期)
売 上 高 (百万円)	37,656	39,452	42,916	50,938
経 常 利 益 (百万円)	7,778	8,178	8,766	8,835
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,940	5,289	5,988	5,709
1株当たり当期純利益 (円)	(注) 100.46	111.83	123.12	117.40
総 資 産 (百万円)	24,759	36,140	39,536	53,001
純 資 産 (百万円)	20,428	27,951	32,009	35,408
1株当たり純資産額 (円)	(注) 432.94	558.72	639.09	706.48
自己資本利益率 (R O E) (%)	22.9	22.2	20.6	17.5

(注) 平成27年8月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第17期の期首に当該株式分割が行われたとして、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (円)	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ドクターシーラボ	120,000,000	100%	ドクターシーラボ事業
株式会社シーラボ・カスタマー・マーケティング	200,000,000	100%	ドクターシーラボ事業
株式会社シーズ・ラボ	10,000,000	70%	エステ・サロン事業
株式会社セドナエンタープライズ (注)	10,000,000	100%	エステ・サロン事業

(注) 株式会社セドナエンタープライズの全株式を取得し、平成29年11月30日付で同社を連結の範囲に含めております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、現行の中期経営計画の最終年度に当たる2019年7月期において、グループ売上高590億円、営業利益100億円、親会社株主に帰属する当期純利益65億円、ROE20%を達成することを目標としております。

この目標を達成すべく、化粧品、健康食品の販売を行うドクターシーラボ事業が有する、クリニックの現場から生まれたブランド価値とこれまで蓄積した顧客データベースを活用し、エステ・サロン事業、OTC医薬品事業との連携を強化することで、それぞれの事業を伸長させると同時に、グループ全体の事業領域を引き続き拡大していく計画です。

ドクターシーラボ事業においては、通信販売の売上回復を目的として、自社ECサイトのリニューアルに取り組んでまいります。お客様にとって、より便利で使いやすいECサイトにすることで、お客様に継続的にご購入頂くと同時に、休眠になっていたお客様にも購入を再開して頂くことで、安定した顧客基盤の確保を図ってまいります。

健康食品については、これまでは通信販売を中心に販売を行ってまいりましたが、今後はドラッグストアなどの卸売販売でも大々的に販路を広げることによって、健康食品の売上及び収益性を拡大させてまいります。

OTC医薬品事業においては、お客様のご要望にお応えできる商品数の充実を図るべく、商品の企画開発に力を注いでまいります。また、販路についてこれまでの通信販売だけではなく、調剤薬局等にも商品を配下していくことで、一定の認知を広げてまいります。

エステ・サロン事業においては、増加する需要に対応するための店舗数の拡大や満足度の高い施術提供を可能にするエステティシヤンの確保及び育成が課題と認識しており、店舗開発部門の強化と教育部門の充実をさせていく予定です。

(5) 主要な事業内容（平成30年7月31日現在）

事業内容	主要商品
ドクターシーラボ事業	(ドクターシーラボブランド) アクアコラーゲンゲルエンリッチリフトEX、VC100エッセンスローション (ラボラボブランド) スーパー毛穴ローション (ジェノマーブランド) 3Dパワーセラム (健康食品) 美禪食
エステ・サロン事業	(株式会社シーズ・ラボ) エステ施術、化粧品・美容機器の物品販売 及び同店舗の店舗展開 (株式会社セドナエンタープライズ) 脱毛施術、化粧品の物品販売及び同店舗の店舗展開

(6) 主要な営業所（平成30年7月31日現在）

名称		所在地	
当社	本社	東京都渋谷区	
株式会社ドクターシーラボ (ドクターシーラボ事業)	大阪営業所	大阪府大阪市	
	配送センター	埼玉県川口市	
		大阪府大阪市	
	メディカルリサーチセンター	東京都渋谷区	
	コンタクトセンター	神奈川県厚木市	
大阪府大阪市			
	店舗	対面型店舗 (合計 157店舗)	北海道地区8店、東北地区10店、関東地区59店、中部地区23店、関西地区30店、中国・四国地区10店、九州・沖縄地区17店
株式会社シーズ・ラボ (エステ・サロン事業)	店舗	施術店舗 (合計 25店舗)	東北地区1店、関東地区14店、中部地区2店、関西地区6店、中国・四国地区1店、九州地区1店
株式会社セドナエンタープライズ (エステ・サロン事業)	店舗	施術店舗 (合計 60店舗)	北海道・東北地区5店、関東地区27店、中部地区6店、関西地区11店、中国・四国地区3店、九州地区8店

(7) 使用人の状況（平成30年7月31日現在）

企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ドクターシーラボ事業	665 (126) 名	1名増 (1名減)
エステ・サロン事業	883 (－) 名	689名増 (－)
合計	1,548 (126) 名	690名増 (1名減)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて、690名増加したのは、平成29年11月30日付で株式会社セドナエンタープライズを連結子会社化したためであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年7月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	3,472百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年7月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 196,480,000株
- ② 発行済株式の総数 48,635,255株
- ③ 株主数 34,534名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 C I C	13,600,000株	27.96%
Cilag GmbH International	9,679,400株	19.90%
OPPENHEIMER GLOBAL OPPORTUNITIES FUND	1,800,000株	3.70%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,487,900株	3.06%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社 (信託口9)	1,224,200株	2.52%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社 (信託口)	1,041,600株	2.14%
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 385576	959,100株	1.97%
石 原 智 美	620,000株	1.27%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社 (信託口5)	464,900株	0.96%
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800	413,400株	0.85%

- (注) 1. 当社は、自己株式151株を保有しております。
2. 持株比率は自己株式（151株）を控除して計算しております。
3. Cilag GmbH Internationalについては株主名簿上の名称と異なりますが、特に実質株主として把握していることにより記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成30年7月31日現在）
該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成30年7月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石原智美	株式会社ドクターシーラボ代表取締役社長、株式会社シーラボ・カスタマー・マーケティング取締役、株式会社シーズ・ラボ代表取締役社長、株式会社セドナエンタープライズ取締役
取締役会長	城野親徳	株式会社ドクターシーラボ取締役会長、株式会社シーラボ・カスタマー・マーケティング代表取締役社長、株式会社シーズ・ラボ取締役、株式会社セドナエンタープライズ取締役、シロノクリニック院長、医療法人社団シーズ・メディカル理事長
取締役	小杉裕之	株式会社ドクターシーラボ取締役、株式会社シーラボ・カスタマー・マーケティング取締役、株式会社シーズ・ラボ取締役、株式会社セドナエンタープライズ代表取締役社長
取締役	田中克明	ミネルヴァ債権回収株式会社代表取締役社長
取締役	海老原育子	ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社ビジョンケアカンパニー代表取締役プレジデント
取締役	児嶋洋	K Consulting Service代表
常勤監査役	吉岡文男	株式会社ドクターシーラボ監査役
監査役	黒岩良樹	医療法人社団鴻鶴会理事
監査役	鈴木広典	トキワユナイテッドパートナーズLLP代表パートナー、ときわ税理士法人代表社員、一般社団法人デジタルメディア協会監事
監査役	須田清	須田清法律事務所所長、埼玉県医師会法律顧問、NPO法人市民生活安全保障研究会代表理事

- (注) 1. 取締役田中克明氏、海老原育子氏及び児嶋洋氏は、社外取締役であります。
2. 監査役黒岩良樹氏、鈴木広典氏及び須田清氏は、社外監査役であります。
3. 監査役鈴木広典氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役須田清氏は、弁護士の資格を有しております。

5. 当社は、取締役田中克明氏、海老原育子氏及び児嶋洋氏、監査役黒岩良樹氏及び鈴木広典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各監査役との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (3)	94,429千円 (11,981)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3)	20,245千円 (11,520)
合計 (うち社外役員)	11名 (6)	114,674千円 (23,501)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成15年4月28日開催の第4回定時株主総会において年額500,000千円以内と決議いただいております。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額を含みません。
3. 監査役の報酬限度額は、平成15年4月28日開催の第4回定時株主総会において年額80,000千円以内と決議いただいております。
4. 取締役の報酬等の額には、平成29年8月31日をもって辞任した取締役1名の在任中の報酬等が含まれております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役田中克明氏は、ミネルヴァ債権回収株式会社の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役海老原育子氏は、ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社ビジョンケアカンパニーの代表取締役プレジデントであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役児嶋洋氏は、K Consulting Service代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役黒岩良樹氏は、医療法人社団鴻鵠会の理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役鈴木広典氏は、トキワユニテッドパートナーズLLPの代表パートナー、ときわ税理士法人の代表社員及び一般社団法人デジタルメディア協会の監事であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役須田清氏は、須田清法律事務所の所長、埼玉県医師会の法律顧問、NPO法人市民生活安全保障研究会の代表理事であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

- ロ. 当事業年度における主な活動状況
- ・ 取締役会及び監査役会への出席状況

		取締役会（13回開催）	監査役会（15回開催）
		出席回数	出席回数
取締役	田中克明	13回	—
取締役	海老原育子	10回	—
取締役	児嶋洋	13回	—
監査役	黒岩良樹	13回	15回
監査役	鈴木広典	12回	14回
監査役	須田清	13回	15回

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

- ・ 取締役会及び監査役会における発言状況

取締役田中克明氏は、企業経営に関する豊富な経験と見識を生かし、議案審議に關し的確な発言を適宜行っております。

取締役海老原育子氏は、企業経営に関する豊富な経験と見識を生かし、議案審議に關し的確な発言を適宜行っております。

取締役児嶋洋氏は、企業経営に関する豊富な経験と見識を生かし、議案審議に關し的確な発言を適宜行っております。

監査役黒岩良樹氏は、取締役会の決議事項や報告事項について適宜質問するとともに必要に応じて独立した立場から意見を述べております。また、監査役会において議案審議に必要な発言を適宜行っております。

監査役鈴木広典氏は、取締役会の決議事項や報告事項について税理士としての専門的な見地から適宜発言を行っております。また、監査役会において議案審議に必要な発言を適宜行っております。

監査役須田清氏は、取締役会の決議事項や報告事項について弁護士としての専門的な見地から適宜発言を行っております。また、監査役会において議案審議に必要な発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後の最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、会計監査人が職務を適正に執行することが困難であることが認められた場合は、監査役会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社を含め、全社において取締役及び使用人は、コンプライアンスに関する規程の遵守、CP運営委員会等の設置・運営に加え、内部監査部門による業務活動全般にわたる監査の実施を通じ、企業活動における法令等遵守、公正性、倫理性を確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

子会社を含め、全社において重要な意思決定及び報告に関する文書の作成、保存及び廃棄に関する体制を構築・運用し、関連規程に従い、適切に保存及び管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社を含め、全社においてリスク管理に関する規程に従い、あらゆる緊急事態を想定したリスク管理体制の強化と実効性のある行動マニュアルを構築・運用するとともに、危機発生時に迅速かつ適切に対処できる体制を確保する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 子会社を含め、全社において取締役の職務執行について、役員規程等の諸関連規程に基づきそれぞれの権限及び責任を明確にして、業務執行手続が円滑になされ、効率的に遂行されることを図る。

ロ. 子会社を含め、全社において諸関連規程に従い、経営に大きな影響を与える重要な事項について、合議制に基づいた慎重かつ着実な意思決定を行う。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 関係会社管理規程に従い、各社の経営計画の管理及び実績を評価しその適正を確保する。また、子会社を含め、全社において企業理念と経営ビジョンの共有化を徹底するとともに、コンプライアンス研修を定期的に開催し、適正なコンプライアンス体制・リスク管理体制を確保するとともに、さらなる強化を図る。
- ロ. 子会社を包含した内部通報制度を運用するとともに、内部監査部門が必要に応じて、子会社を含め、全社において業務監査を実施することで、その適正を確保する。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保について、金融商品取引法等の主旨に則り、財務報告に関する内部統制の構築・運用を行い、その有効性を継続的に評価、報告する。また、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講じる。

⑦ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

健全な市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して、断固たる態度をとって一切の関係を遮断し、これらの勢力を助長する行為を行わないことを「シーズ・ホールディングス行動規範」で明確に宣言し、全社的に取り組むとともに、警察、弁護士等の外部専門機関との連携をとりながら対応する。

⑧ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役は、監査役を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合、監査役と協議し、常に適性を考慮した人選を行い、配置する。また、取締役及び使用人は、当該使用人の人事異動、人事考課、懲戒等に関して、監査役会の事前の同意を得るものとする。さらに監査役の職務の執行に伴い、当該使用人に対する指示がなされる場合、取締役及び使用人は指示の遂行が円滑になされることを確保するために、当該使用人の往査その他の方法による調査に協力し、必要情報を速やかに提供するものとする。

- ⑨ 当社の取締役、使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
当社グループの役員、使用人等は、当社グループに重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、当社グループの役員、使用人等による違法または不正な行為を発見したとき等、法令及びその他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、その情報を遅滞なく監査役に報告するものとし、また監査役の求めに応じて適宜、監査役会等で業務執行の状況を報告するものとする。
- ⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
取締役及び使用人は、内部通報者保護及び個人情報保護に関連する当社規程に準じて当該報告をした者が、不利な取扱いを受けないように適切な処置をするものとする。
- ⑪ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行について、費用または債務が発生した場合は、取締役及び使用人は、会社法第388条に則り、当該費用または債務が監査役の職務の執行に必要であるときには、請求によって当社規定の手続により、償還が保障されるものとする。
また、当該費用または債務は、通常、監査計画に応じて予算化されるが緊急の監査費用が発生した場合においても同様とする。
- ⑫ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役及び使用人は、監査役の職務の執行に関する理解を深めるとともに、監査役の職務の執行が円滑かつ効率的に遂行されるための環境を構築するよう努める。
 - ロ. 代表取締役は、円滑な意思疎通を図るため、監査役との定期的な意見交換会を開催する。
 - ハ. 内部監査部門及び会計監査人は、監査役会と相互に連携を図り、監査役の職務の執行が円滑かつ効率的に遂行されるよう努め、監査の実効性を高めるものとする。

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 内部統制システム全般

取締役会を毎月開催し、事業計画の進捗状況の確認及び重要な意思決定においては、社外取締役及び社外監査役を交えた活発な議論を行いました。

また、取締役会で決定した方針に基づき、効果的な職務執行が実現されるため、取締役会で議論されるべき各部門から経営上重要な情報をクラウドサービスを介して事前に正確かつ迅速に収集した上で、業務執行に関して十分な議論を行いました。

内部監査部は、当社及び当社グループ会社の内部監査を通じ、内部統制システム全般の制度・運用状況のモニタリングを実施するとともに、必要に応じて適宜改善を図り、その結果を取締役会及び監査役会へ報告いたしました。

② コンプライアンス・リスク管理体制について

グループ会社職員を対象に、情報セキュリティ、情報保護、ハラスメント、インサイダー取引等をテーマとする教育をそれぞれに実施いたしました。

広告表現に関する研修も外部の有識者を招いて毎期実施しております。さらに、管理職を対象に、ハラスメント・働き方改革をテーマに外部の有識者を招いて研修を実施しました。

全社リスクの対応フローを整備し、管理職を対象に共有するとともに、その内容を取締役会と共有しました。

③ グループ会社の経営管理体制について

取締役会において、グループ各社の経営状況が毎月報告され、事業計画の進捗状況や経営課題を確認し、議論を行いました。

④ 監査役の管理体制について

監査役会を毎月開催し、各監査役は内部監査部から定期的に報告を受けて、相互の連携を図るとともに、必要に応じて当社及びグループ各社の役職員へ説明を求め、監査の実効性を図りました。

(6) 会社の支配に関する基本方針

定めておりません。

連結貸借対照表

(平成30年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	37,508,660	流動負債	13,592,673
現金及び預金	24,723,939	買掛金	1,058,102
受取手形及び売掛金	6,394,273	1年以内返済予定の 長期借入金	800,000
有価証券	50,611	未払金	1,660,928
商品及び製品	3,504,735	前受収益	481,666
原材料及び貯蔵品	1,638,696	前受金	7,355,978
繰延税金資産	638,041	未払法人税等	1,150,953
その他	810,949	繰延税金負債	30,354
貸倒引当金	△252,587	賞与引当金	126,049
固定資産	15,493,067	ポイント引当金	188,128
有形固定資産	3,470,475	その他	740,511
建物及び構築物	1,252,385	固定負債	4,000,568
工具器具備品	827,184	長期借入金	2,672,000
土地	1,315,861	退職給付に係る負債	294,873
その他	75,043	繰延税金負債	717,324
無形固定資産	10,698,756	その他	316,370
ソフトウェア	1,881,642	負債合計	17,593,242
ソフトウェア仮勘定	16,950	純 資 産 の 部	
商標権	2,355,271	株主資本	34,312,444
のれん	6,443,293	資本金	2,959,358
その他	1,598	資本剰余金	3,436,758
投資その他の資産	1,323,835	利益剰余金	27,916,949
投資有価証券	101,107	自己株式	△621
繰延税金資産	225,435	その他の包括利益累計額	47,407
敷金及び保証金	929,637	その他有価証券評価差額金	23,372
その他	173,007	為替換算調整勘定	24,035
貸倒引当金	△105,352	非支配株主持分	1,048,634
資産合計	53,001,728	純資産合計	35,408,486
		負債純資産合計	53,001,728

連 結 損 益 計 算 書

(平成29年8月1日から
平成30年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		50,938,835
売 上 原 価		12,515,694
売 上 総 利 益		38,423,140
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		29,675,314
営 業 利 益		8,747,825
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,989	
受 取 手 数 料	28,391	
商 品 破 損 受 取 賠 償 金	9,655	
そ の 他	71,033	112,068
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,703	
為 替 差 損	15,700	
そ の 他	6,939	24,343
経 常 利 益		8,835,551
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,679	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	15,912	19,591
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	16,525	
減 損 損 失	10,660	27,186
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		8,827,956
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,939,696	
法 人 税 等 調 整 額	60,536	3,000,233
当 期 純 利 益		5,827,723
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		117,886
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		5,709,837

連結株主資本等変動計算書

(平成29年8月1日から
平成30年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成29年8月1日 残高	2,959,358	3,436,758	24,638,870	△230	31,034,756
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△2,431,759		△2,431,759
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,709,837		5,709,837
自己株式の取得				△391	△391
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	3,278,078	△391	3,277,687
平成30年7月31日 残高	2,959,358	3,436,758	27,916,949	△621	34,312,444

	その他の包括利益累計額			非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
平成29年8月1日 残高	15,720	31,690	47,411	927,468	32,009,636
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△2,431,759
親会社株主に帰属する 当期純利益					5,709,837
自己株式の取得					△391
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	7,652	△7,655	△3	121,165	121,162
連結会計年度中の変動額合計	7,652	△7,655	△3	121,165	3,398,849
平成30年7月31日 残高	23,372	24,035	47,407	1,048,634	35,408,486

貸借対照表

(平成30年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	12,910,004	流動負債	1,931,733
現金及び預金	10,363,128	未払金	70,247
売掛金	254,336	1年以内返済予定の 長期借入金	800,000
未収入金	2,063,749	前受収益	481,666
前払費用	69,544	預り金	5,802
繰延税金資産	152,159	未払法人税等	552,641
その他	7,086	その他	21,374
固定資産	10,188,259	固定負債	2,672,000
有形固定資産	1,641,103	長期借入金	2,672,000
建物	315,469	負債合計	4,603,733
工具器具備品	7,636	純 資 産 の 部	
土地	1,315,697	株主資本	18,494,530
その他	2,298	資本金	2,959,358
無形固定資産	12,596	資本剰余金	3,436,758
ソフトウェア	154	資本準備金	3,436,758
商標権	12,441	利益剰余金	12,099,035
投資その他の資産	8,534,560	利益準備金	535
関係会社株式	8,341,806	その他利益剰余金	12,098,500
敷金及び保証金	175,245	繰越利益剰余金	12,098,500
繰延税金資産	1,136	自己株式	△621
その他	16,372	純資産合計	18,494,530
資産合計	23,098,263	負債純資産合計	23,098,263

損 益 計 算 書

(平成29年8月1日から
平成30年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		5,764,951
営 業 費 用		454,520
営 業 利 益		5,310,430
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,106	
受 取 賃 貸 料	123,368	
そ の 他	9,082	134,556
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,562	
賃 貸 費 用	73,375	
そ の 他	24	74,962
経 常 利 益		5,370,024
税 引 前 当 期 純 利 益		5,370,024
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△26,230	
法 人 税 等 調 整 額	102,393	76,163
当 期 純 利 益		5,293,861

株主資本等変動計算書

(平成29年8月1日から
平成30年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
平成29年8月1日 残高	2,959,358	3,436,758	3,436,758	535	9,236,398	9,236,933	△230	15,632,819
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△2,431,759	△2,431,759		△2,431,759
当期純利益					5,293,861	5,293,861		5,293,861
自己株式の取得							△391	△391
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	2,862,102	2,862,102	△391	2,861,710
平成30年7月31日 残高	2,959,358	3,436,758	3,436,758	535	12,098,500	12,099,035	△621	18,494,530

	純資産合計
平成29年8月1日 残高	15,632,819
事業年度中の変動額	
剰余金の配当	△2,431,759
当期純利益	5,293,861
自己株式の取得	△391
事業年度中の変動額合計	2,861,710
平成30年7月31日 残高	18,494,530

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年9月18日

株式会社シーズ・ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 矢 治 博 之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 井 清 二 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シーズ・ホールディングスの平成29年8月1日から平成30年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シーズ・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年9月18日

株式会社シーズ・ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 矢 治 博 之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 井 清 二 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シーズ・ホールディングスの平成29年8月1日から平成30年7月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年8月1日から平成30年7月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年9月18日

株式会社シーズ・ホールディングス 監査役会

常勤監査役 吉 岡 文 男 ㊟

社外監査役 黒 岩 良 樹 ㊟

社外監査役 鈴 木 広 典 ㊟

社外監査役 須 田 清 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議 案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第20期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金57円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は2,772,200,928円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年10月29日といたしたいと存じます。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区東一丁目2番20号 住友不動産渋谷ファーストタワー
ベルサール渋谷ファースト 地下1階ホール



■交通のご案内

- 「渋谷駅」東口徒歩10分（JR線・銀座線・井の頭線）
- 「渋谷駅」16c出口徒歩6分（半蔵門線・副都心線・東横線）

■お願い

駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。
また、現在渋谷駅周辺の工事によってご案内図に記載されておりますルートの一部が通行できない可能性がございます。予めご了承ください。